

長 寿 ー 2 2 7 7
令和 2 年 1 2 月 2 8 日

各高齢者関連施設・事業所 管理者 様

秋田県健康福祉部長
(公 印 省 略)

高齢者施設等に係る入所者及び職員の健康管理の徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症への対応について、日頃より御尽力をいただき、感謝申し上げます。

これまでも、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしてきたところですが、感染症が発生しやすい冬期を迎え、全国的に感染の拡大が止まらない状況となっており、さらに年末年始は県外との往来が活発化することから、引き続き、強い危機感を持って感染症対策の徹底を図る必要があります。

ついては、特に次の点について、改めてお願いします。

<特にお願いしたい事項>

○高齢者施設等の入所者や職員で、発熱や味覚異常、嗅覚異常等の症状がある場合には、必ず、嘱託医等、または、かかりつけ医・地域の身近な医療機関に電話で相談し、検査が必要な場合は、早期に検査を受けること。

※相談・受診方法についてはリーフレット（別添1）を参照してください。相談する医療機関に迷う場合には、「あきた新型コロナ受診相談センター」（コールセンター）に電話相談してください。

○年末年始の12月30日（水）～1月3日（日）は、多くの医療機関が休診になることから、その期間は「あきた新型コロナ受診相談センター」に電話相談すること。

※秋田市所在の施設は秋田市民向けの臨時電話窓口（別添2）に連絡してください。

○職員等が受診する際は、自らが介護従事者として勤務していることを明らかにし、PCR検査を受けられるよう積極的に申し出ること。

なお、職員が他県を訪問した場合など、保健所による行政検査が行われない場合で、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査した場合、その費用は新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援給付金の補助対象となることを申し添えます。

秋田県健康福祉部長寿社会課

T E L 018-860-1363

F A X 018-860-3867